

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和8年（2026年）5月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

本市は、本市の業務に関して発生した事故37件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和7年12月23日 札幌市豊平区在住者	令和7年10月4日、札幌市豊平区において、相手方のマンションのベランダフェンスのガラスが、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	81,400円
2	令和7年12月25日 札幌市白石区在住者	令和7年12月8日、札幌市白石区本通14丁目南において、駐車中の相手方の自動車が、本市の土木業務用のリース車の接触により損傷したもの	70,000円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
3	令和7年12月26日 札幌市中央区 丸善佐藤食品株式会社	令和7年12月15日、札幌市中央区南20条西10丁目において、相手方の建物の外壁が、本市の塵芥車 ^{じんがい} の接触により損傷したもの	50,000円
4	令和7年12月27日 札幌市南区在住者	令和7年7月14日、札幌市南区澄川6条6丁目において、走行中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	96,793円
5	令和8年1月5日 札幌市西区在住者	本市の職員が有料道路における障害者割引制度に係る有効期限を誤って証明したことにより、相手方が有料道路の利用に係る割引を受けることができなかったもの	10,180円
6	令和8年1月7日 札幌市西区在住者	令和7年5月18日、札幌市手稲区山口において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	10,980円
7	令和8年1月10日 札幌市豊平区在住者	令和7年12月16日、札幌市豊平区平岸1条2丁目において、本市の消防車両が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	220,343円
8	令和8年1月14日 札幌市白石区 株式会社バレス	令和7年12月10日、札幌市白石区北郷3条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、破損したグレーチングにより損傷したもの	107,635円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
9	令和8年1月15日 札幌市東区 CRFIT. JP株式会社	令和7年11月7日、札幌市中央区南6条西1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	23,420円
10	令和8年1月17日 札幌市中央区在住者	令和7年9月12日、札幌市中央区の集合住宅の駐輪場に駐輪中の相手方の自転車を、本市の職員が誤って使用したことにより、相手方に不要な交通費等を負担させたもの	33,690円
11	令和8年1月19日 東京都品川区 タイムズサービス株式会社	令和7年9月17日、札幌市豊平区平岸5条8丁目において、本市の職員が本市の税務用のリース車から降車する際に、当該職員が持っていたバッグが、相手方の駐車場の蛍光灯に接触し、当該蛍光灯が損傷したもの	5,060円
12	令和8年1月21日 札幌市北区在住者	令和7年12月1日、札幌市北区新川5条14丁目において、市立高等学校の敷地内の簡易ガレージが突風により倒れ、当該敷地内に駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	572,154円
13	令和8年1月23日 札幌市豊平区 株式会社トヨタレンタリース新札幌	令和8年1月2日、札幌市白石区北郷4条4丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市の消防車両に弾かれた車輪止めにより損傷したもの	286,275円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
14	令和8年1月26日 札幌市厚別区在住者	令和7年12月15日、札幌市厚別区において、本市の塵芥車が自宅の敷地内に駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	160,149円
15	令和8年1月29日 札幌市北区 株式会社札幌中央清掃社	令和7年12月1日、札幌市北区新川3条14丁目において、駐車中の相手方の塵芥車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したもの	484,700円
16	令和8年2月3日 札幌市東区在住者	令和7年12月8日、札幌市中央区大通西1丁目において、本市の土木業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	285,556円
17	令和8年2月3日 札幌市東区在住者	令和8年1月16日、札幌市東区伏古7条5丁目において、本市の道路パトロール車が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	66,286円
18	令和8年2月10日 札幌市北区 新川ポプラ町内会	令和8年1月28日、札幌市北区新川5条5丁目において、相手方が管理するごみステーションの器材が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの	16,500円
19	令和8年2月17日 石狩市在住者	令和7年12月1日、札幌市北区新川西1条1丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したもの	309,001円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
20	令和8年2月22日 札幌市南区在住者	令和8年2月6日、札幌市南区において、本市の塵芥車が自宅の敷地内に駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	374,176円
21	令和8年2月24日 札幌市厚別区在住者	令和8年1月27日、札幌市厚別区もみじ台西3丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、校舎からの落雪により損傷したもの	119,969円
22	令和8年2月27日 札幌市中央区在住者	令和8年1月26日、札幌市豊平区福住2条4丁目において、停車中の相手方の自動車が、歩道の除雪作業中の除雪機から飛散したボルトにより損傷したもの	266,365円
23	令和8年2月28日 札幌市東区 株式会社M I D A L F A	令和7年12月1日、札幌市北区新川西1条1丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したもの	368,170円
24	令和8年3月2日 札幌市西区在住者	令和8年1月26日、札幌市西区発寒10条3丁目において、本市の塵芥車が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	246,240円
25	令和8年3月3日 札幌市厚別区在住者	令和7年10月23日、札幌市厚別区厚別中央4条3丁目において、市立小学校の教員が、屋外での作業中に誤って、駐車中の相手方の自動車を損傷したもの	69,278円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
26	令和8年3月3日 帯広市 株式会社共成レンタム	令和7年11月14日、札幌市清田区里塚1条4丁目において、相手方からリースした高所作業車が、市立小学校の職員の誤操作により損傷したもの	132,000円
27	令和8年3月4日 札幌市白石区在住者	令和8年2月3日、札幌市白石区において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って相手方の住宅のストーブを損傷したもの	21,846円
28	令和8年3月6日 札幌市北区在住者	令和7年7月8日、札幌市北区太平4条4丁目において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の穴に足を取られて転倒し、負傷したもの	15,651円
29	令和8年3月6日 札幌市北区在住者	令和7年12月10日、札幌市中央区南10条西17丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、体育館からの落雪により損傷したもの	612,977円
30	令和8年3月13日 札幌市東区在住者	令和8年2月19日、札幌市東区北28条東20丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地内を除雪作業中の除雪機の接触により損傷したもの	112,887円
31	令和8年3月17日 札幌市白石区在住者	令和7年3月25日、札幌市白石区東札幌4条5丁目において、市立中学校のピアノを運搬中の相手方の子が、当該ピアノが倒れたことにより負傷したもの	791,370円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
32	令和8年3月17日 札幌市中央区 株式会社日新工業	令和8年1月21日、札幌市清田区平岡5条4丁目において、相手方の空調設備等が、市立中学校の敷地内を除雪作業中の除雪機の接触により損傷したもの	440,000円
33	令和8年3月18日 札幌市西区在住者	令和5年5月18日、札幌市西区発寒5条7丁目において、相手方の子が、市立中学校の敷地内の草刈り作業中に飛散した石により負傷したもの	26,190円
34	令和8年3月23日 札幌市清田区在住者	令和7年11月7日、札幌市清田区北野6条1丁目において、本市が管理する歩道を歩行中の相手方の子が、当該歩道上の段差に足を取られて転倒し、負傷したもの	778円
35	令和8年3月30日 札幌市北区在住者	令和7年9月4日、札幌市北区篠路町上篠路において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の穴に足を取られて転倒し、負傷したもの	14,535円
36	令和8年3月31日 札幌市西区 西尾レントオール株式会社RA札幌営業所	令和8年2月の衆議院議員総選挙において、投票所への設置用として相手方から借り受けていた暖房機を損傷し、及びその付属品を紛失したもの	79,750円
37	令和8年4月6日 札幌市南区在住者	令和7年11月14日、札幌市南区川沿3条5丁目において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の亀裂に足を取られて転倒し、負傷したもの	54,943円

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件1件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	和解の概要
1	令和8年3月16日 札幌地方裁判所 令和7年(ワ)第1607号 損害賠償請求事件	札幌市手稲区 在住者	(1) 令和7年3月5日、札幌市豊平区月寒西1条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、9,695円の支払義務があることを認める。 (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。 (3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。 (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。